

# 役員報酬及び役員退職慰労金 規程

社会福祉法人 ふきのとう

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふきのとう（以下「当法人」という。）定款第8条及び21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定め、在任中の功労に報いるための役員退職慰労金に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、法人に勤務する常勤役員及び非常勤役員等に適用する。ここでいう常勤役員とは正規職員と同じく又は正規職員として働いている理事のことを指し、非常勤役員とは常勤役員以外の理事のことを指す。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（法人における常勤役員の定義の者）については、報酬、賞与及び役員退職慰労金を支給する。
  - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び役員退職慰労金は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する役員退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、下記表に定める額

役職名	報酬の額
理事長	月額 150,000 円
理事	月額 50,000 円

- (2) 通勤手当については、賃金規程第26条の規程に定めた額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、下記表に定める額
- (I) 評議員

	日額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

※評議員については、定款の定めとの整合について留意が必要（定款の定めより高額となる場合には、定款変更が必要）

(II) 理事

	日額
理事会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(III) 監事

	日額
監査等への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、下記表の定めによるものとする。

① 合算の上限を定める

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	月次報酬等合算上限額
理事長	合算上限月額 1,000,000 円
理事	合算上限月額 600,000 円

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、賃金規程第3条に準じた日とする。

(2) 役員退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。



理事長	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1	2.2
業務執行理事	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	2.1
常勤理事	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0
<p>※ 理事長は、福祉医療機構の早見表の最高限度額を基準とするが、毎年変更されるため、退職年度の早見表に準じる。</p> <p>※ 役員在任年数は1カ年を単位とし、端数は月割とする。ただし、1ヶ月未満の端数は1ヶ月に切り上げるものとする。</p>										

(非常勤期間)

第12条 常勤役員の非常勤期間について、原則として、役員退職慰労金算出の際の役員在任年数から除く。ただし、特別の場合は評議員会で別に定めることができる。

(退職金の不支給・減額)

第13条 次の各号の一に該当する者については、退職金を支給しない。但し、事情により算出した退職金の支給額を減額して支給することができる。

- ① 法令違反、重大なる過失又は故意による行為で法人に著しい損害を与え退職したとき。
- ② 刑事事件に関し有罪の判決を受けたとき。
- ③ 定款の規定に基づき、役員を解任されたとき。
- ④ 退職後、又は支給日までの間において在職中の行為につき解任に相当する事由が発見されたとき。

2 退職金の支給後1年以内に前項に規定する事由が発見された場合は、支給した退職金の返還を求めることができる。

(法人加入の事業保険との関連)

第14条 役員退職慰労金と関連のある法人加入の生命保険及び損害保険契約の受け取り保険金(中途解約返戻金も同じ)は、全額法人に帰属する。

(支払いの時期および方法)

第15条 役員退職慰労金の支給は、原則退職の日から30日以内にその金額を通貨で支払う。但し、本人の同意がある場合は、口座振り込み又は金融機関振り出し小切手などにより支払うことができる。

2 本法人に債務のある場合は、その債務を返済した後に支払う。

(公表)

第16条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は、2022（令和4）年4月1日から施行する。